

利用契約書

放課後等デイサービス WISE

利用契約書

_____様（以下、「保護者」という。）と放課後デイサービスWISE（以下、「事業者」という。）は、事業者が保護者の子_____（以下、「利用児童」という。）に対して提供する放課後等デイサービス事業について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用児童等の意思及び人格を尊重し、利用児童の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスを行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用児童等に対して日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）並びに児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスを適切に提供することを定めます。

（契約の期間）

第2条 本契約の契約期間は、児童通所受給者証の給付決定機関に記されている期間とします。
2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約書は更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
2 放課後等デイサービス事業は、児童発達支援管理責任者・児童指導員・指導員・保育士等のデイサービス従業者（以下「従業者」という。）が提供するものとします。
3 事業者は、利用児童の障害程度又は保護者及び利用児童の希望によって作成した個別支援計画に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

（契約終了時の支援）

第4条 従業者は、放課後等デイサービス事業の終了（解約の場合も含みます）に際し、必要な支援を行うと共に、終了の旨を該当市町村に連絡します。

（緊急時の支援）

第5条 事業者は、利用児童に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関などでの診療を依頼します。
2 前項の他、利用中に心身の状態が変化した場合、保護者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(事業者の義務)

- 第6条 事業者は、放課後等デイサービスの提供に当たり、利用児童の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
- 2 事業者はこの契約に基づく内容について、保護者及び利用児童に対して適切に説明を行います。
 - 3 事業者は、放課後等デイサービス事業の提供に当たり、利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用児童を制限する行為を行いません。

(守秘義務)

- 第7条 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た保護者及び利用児童の秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由なく在職中知り得た保護者及び利用児童に関する秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、利用児童に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用児童に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 事業者は、保護者及び利用児童の個人情報を、サービス調整会議等で用いる場合は、あらかじめ保護者の同意を得て実施します。

(利用児童負担額及び実費負担額)

- 第8条 事業者の提供する放課後等デイサービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、保護者の自己負担は受給者証に記された利用者負担額を上回る事はありません。但し、事前にご了承頂いているおやつ代等は加算されます。

(契約の終了)

- 第9条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。
- (1) 契約期間が満了したとき（但し満了期間前に継続の手続きが取られた場合を除きます）
 - (2) 利用児童が死亡した場合
 - (3) 事業者の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (4) 事業者が指定の取り消しを受けた場合又は指定を辞退した場合
 - (5) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(保護者からの中途解約)

第10条 保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合は、保護者が契約終了を希望する日の30日前までに事業所及び相談支援事業所に通知するものとします。但し、利用児童が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(保護者からの契約解除)

第11条 保護者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業やもしくは従業者が、故意又は過失により保護者及び利用児童の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続し難い重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用児童が、保護者及び利用児童の身体・財産・信用を傷つけられた場合もしくは、傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第12条 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。但し、次の事由に該当する場合には、事業者は保護者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 保護者及び利用児童が、故意または重大な過失により事業者の財物・信用を傷つけること他の利用者を傷つける又はその恐れがある場合等によって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 保護者が、事業者に支払うべきサービスの利用料金を2か月以上滞納し、催促したにも関わらず、支払いがない場合
- (3) 利用児童が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (4) 保護者が、通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- (5) 保護者及び利用児童が、この契約を継続し難い程の背信行為を行ったと認められる場合
- (6) 保護者及び利用児童が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(事故と損害賠償)

第13条 事業者は、サービスの提供によって事故(負傷程度による)が生じた場合には、速やかに都道府県・市町村・利用児童等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる場合によって保護者及び利用児童に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(損害賠償がなされない場合)

第14条 事業者は事故の責に返すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 保護者が契約締結時に、利用児童の心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに起因して、損害が発生した場合
- (2) 保護者が利用児童へのサービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用児童の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 保護者及び利用児童が事業者もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(保護者の賠償責任)

第15条 保護者及び利用児童の故意又は重大な過失により、その責に返すべき事由により事業者・従業員・その他第三者に損害が発生した場合は、保護者及び利用児童の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

(情報の保存)

第16条 事業者は、利用児童に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了日から5年間保存します。

(苦情解決)

第17条 保護者は、本契約に基づく放課後等デイサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 保護者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された各機関に苦情を申し立てることができる。

(虐待防止)

第18条 事業者は、利用児童の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

(その他)

第19条 この契約に定めない事項については、障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係諸法令に従い保護者の信義に基づいて誠実に協議決定します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<保護者>

住 所

氏 名

印

児童氏名

<事業者>

所在地

大分市乙津町 11-4

Tel 097-507-4731

Fax 097-507-0333

名 称

放課後等デイサービス W I S E

施設長 三浦 裕二

印